

広島県告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年九月十三日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御幸松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市御幸町大字森脇字下畑田四五八番一地 先から 福山市御幸町大字森脇字下畑田四八七番一地 先まで	一八・二〇 五五・三〇	一八・二〇 五五・三〇	五・〇〇 ・七〇 八	四〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五五・五〇メ ートル
		五五・五〇			